暴力のない社会をめざして

男女共同参画 vol.52～あなたのココロとからだを大切に～

一口に「暴力」といっても、様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は、単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

身体的なもの	殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
精神的なもの	心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に至るなど
性的なもの	嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

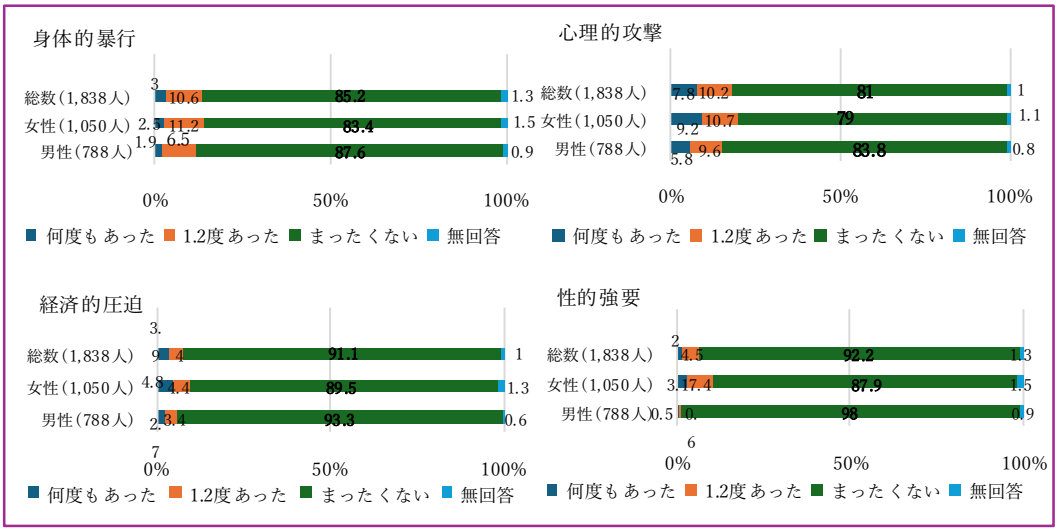
被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(post-traumatic stress disorder:心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

こどもに与える影響

暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

男女間における暴力に関する調査【抜粋】(令和６年３月公表)「配偶者からの暴力の被害」について



①配偶者からの暴力の被害経験

- 結婚したことのある人のうち25.1%は配偶者から暴力を受けたことがある。
- 性別でみると女性の27.5%男性の22%は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の13.2%、男性の7.2%は何度も暴力を受けている。

内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力の現状」(令和６年12月)より抜粋

■ためらわず相談を

「その不安を話すだけでもいいんです。」DVなのか、性暴力なのか、分からなくても
不安な気持ちを抱えたら、相談窓口に相談してみませんか？
話すだけって、だけ、じゃないから。すべて話さなくてもいい。決断を急がなくてもいい。
その先のことは、話してから考えても大丈夫です。ひとりで悩まず、まずは相談してください。
また、暴力に気づいたり、相談されたりしたときは、あなたの考えや気持ちを押し付けず、
まず寄り添って話を聞くことから始めてください。そして、どんな時も「あなたは悪くない」と伝えてください。

専門相談窓口

※数字は電話番号です。相談時間など詳しくはホームページでご確認ください。

- 鹿児島県男女共同参画センター(総合相談・配偶者暴力相談支援センター) 099-221-6630
- 警察総合相談電話(県警) ＃9110又は099-254-9110 緊急の場合は110番
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま FLOWER ＃8891又は099-239-8787
- 性暴力に関するチャット相談 Cure time(17～21時対応チャット・メール相談、外国語も対応)
- 性犯罪被害110番(県警) ＃8103又は099-206-7867
- DV相談ナビ(最寄りの配偶者暴力相談支援センター) ＃8008
- DV相談プラス(24時間対応電話相談、メール・チャット多言語相談)

※役場でも保健福祉課保健予防係(TEL72-1122/72-1068)がDVの相談に対応しています。



全国展開される「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年11月12～25日)の今年の啓発ポスター。
本町でも、暴力防止の啓発活動や相談窓口の周知に取り組みます。